

屋外広告物条例の禁止地域について

都市・まちづくり課

1 適用除外

禁止地域内にあっても以下のものは掲出できます（ただし他の法令の制限にかかるものは除く）。

- ・ 指定路線（国道 152 号湯川バイパス）から視認できないもの
- ・ 禁止地域で、自己の事業所などに表示する表示面積 10 m²以下の広告物（敷地全体の合計）
- ・ 国または地方公共団体が設置する公益上必要と認められるもの
- ・ 営利を目的としない一定基準内のもの など

2 既存屋外広告物が規制の対象となった場合

禁止地域の指定のあった日から3年以内に下記の基準に適合させる必要があります。

- ・ 自己の事業所等に表示する屋外広告物（自己用広告物）の表示面積が 10 m²を超える場合
→ 撤去や改修などを行い、表示面積を 10 m²以内にする必要があります。
- ・ 自己用広告物以外の屋外広告物 → 掲出不可のため、撤去する必要があります。